

避難所運営について

千葉県 防災危機管理部 防災政策課
地域防災力向上班

避難所の整備について（1）

- 地域特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者等が一定期間生活する場所としての避難所を指定する。

施設の指定基準

- ✓ 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものである
- ✓ 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものである
- ✓ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にある
- ✓ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にある

【災害対策基本法施行令第20条の6】



望ましいとされる条件

- ✓ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばない
- ✓ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とする

【内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.8月）】

（千葉県「災害時における避難所運営の手引き」より）

避難所の整備について（2）

- 避難所では避難者の居住スペースの他に、運営委員会の事務、物資の集積、情報の掲示、応急医療の提供等の使用スペースのほか、避難住民の動線確保のためのスペースが必要。
- 最低限、避難者1人あたり有効建物面積4 m²（専有面積2m²）として計算し、想定される避難者数を収容できるだけのスペースの確保が望ましい。

※長期の場合、避難者1人あたり有効建物面積8 m²程度の確保が望ましい。

（千葉県「災害時における避難所運営の手引き」より）

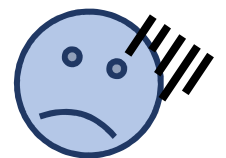
参考：スフィア基準（「避難所の質の向上」を考えると、参考にすべき国際基準）

居住スペース：1人あたり3.5 m²以上（スフィア・ハンドブックより）

新型コロナウイルス感染症対策...

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保する

従前の避難所では、スペースが足りない...!

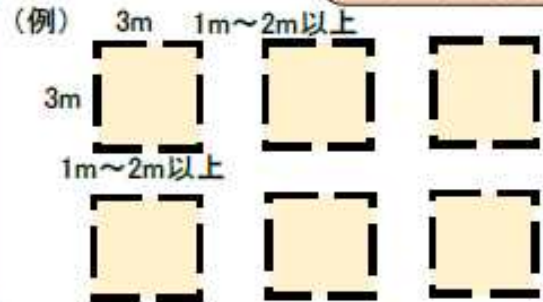


健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

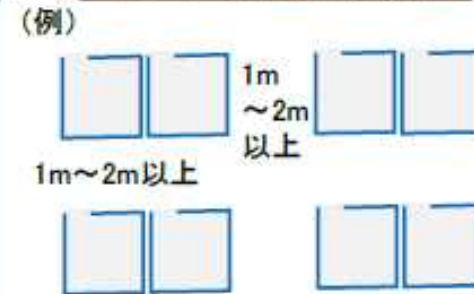
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
 - 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

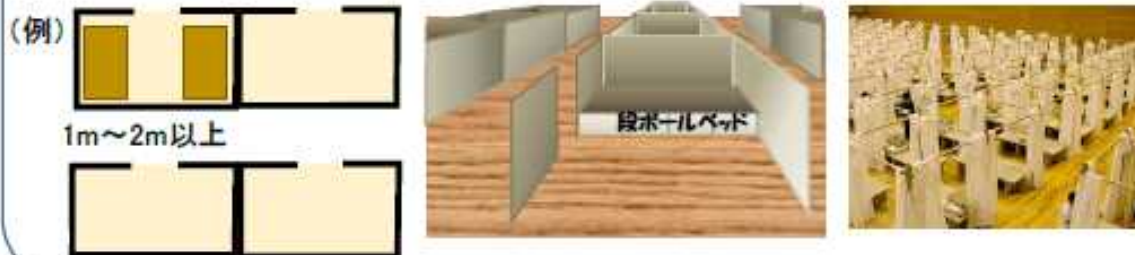


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



パーティションを利用した場合

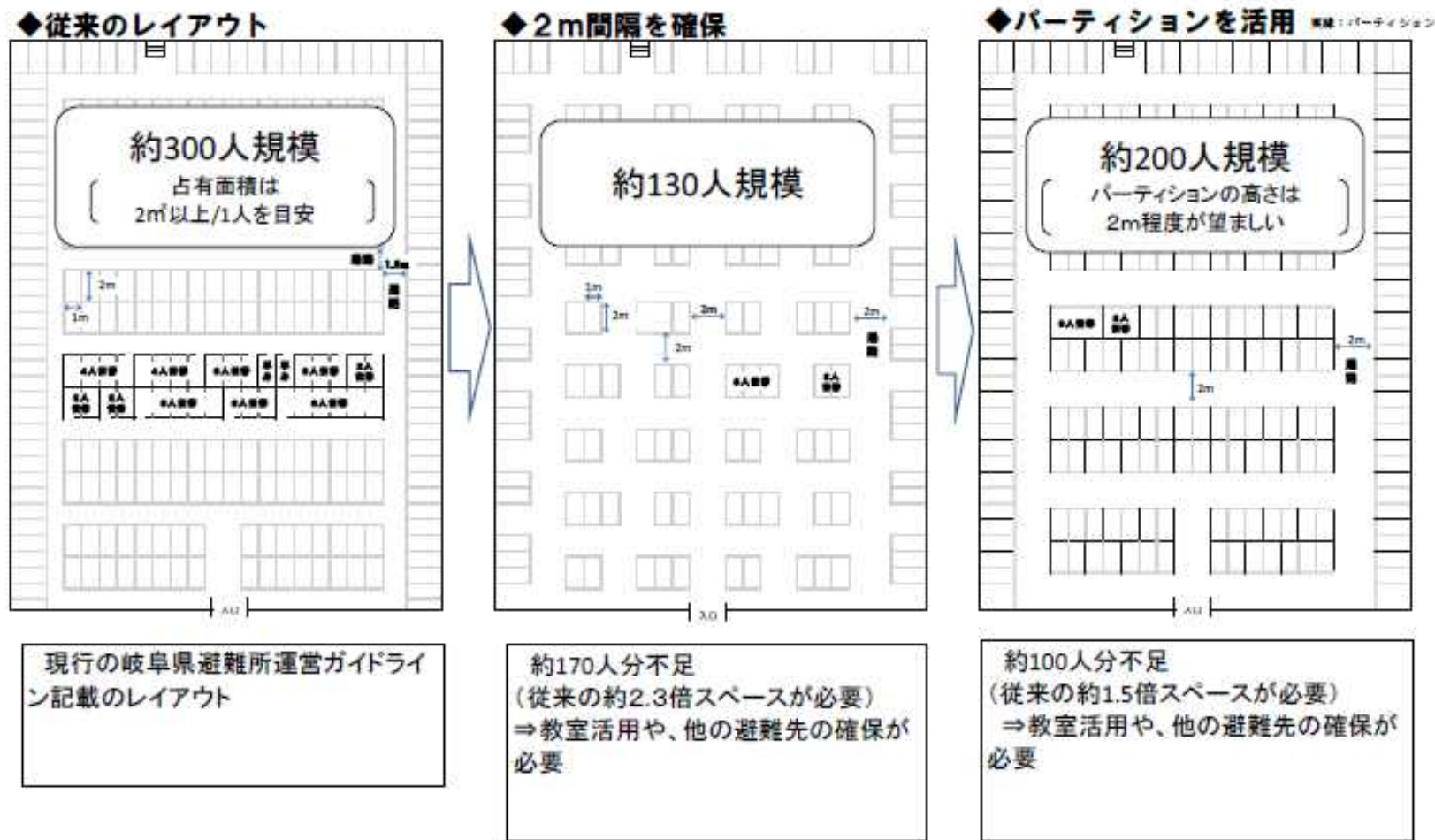
- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(例) 岐阜県避難所運営ガイドライン 「新型コロナウイルス感染症対策編」 (令和2年5月)

【避難所(体育館)スペースの比較】



可能な限り多くの避難所を確保【平時】

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、
通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設

- ① 指定避難所以外の避難所（臨時の避難所）を確保
 - 指定避難所の収容人数等を考慮した、臨時避難所の確保
 - ✓ 空き教室の活用
 - ✓ スペースの確保（家族ごとに2m程度の距離を確保）
 - 地域の実情に応じ、県有施設等の利用やホテル・旅館等の活用
 - 臨時の避難所の開設にあたり、施設管理者の他、地域の自主防災組織等と連携し、事前に必要事項について協議
 - ✓ 開設基準・利用できる設備や資機材・避難所運営体制 など
 - 臨時の避難所の開設を想定し、具体的な役割分担、開設手順の確認
- ② 臨時の避難所への支援体制の構築
 - 適切な情報発信、必要な物資

福祉避難所について

【概要】

災害時に一般の避難所では、生活することが困難な方を対象とした避難所

【対象者】

- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者
- 福祉避難所の利用にあたっては、要配慮者本人とその家族も対象となる
- 特別養護老人ホーム等の入所対象者は対象外

【福祉避難所としての利用が見込まれる施設】

- 老人福祉施設
 - 障害者支援施設
 - 児童福祉施設
 - 宿泊施設
 - 保健センター
 - 特別支援学校
 - 一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）
- 等

▶ 災害に備え、市町村はこれらの施設の指定や協定の締結を行う

指定避難所（災害対策基本法第49条の7）

災害時に避難者が一定期間滞在する場所。市町村が政令で定める基準によって指定する。



（1）規模条件

……十分な広さを有すること

（2）構造条件

……多くの被災者の出入りにふさわしい出入り口がある、トイレ、水道等の設備が十分など、被災者の受け入れに十分な構造であること

（3）立地条件

……災害の影響が少ない施設であること
（洪水の浸水想定区域、土砂災害警戒区域の区域外など）

（4）交通条件

……車両等による物資の搬入等のため、適当な道路幅に接している

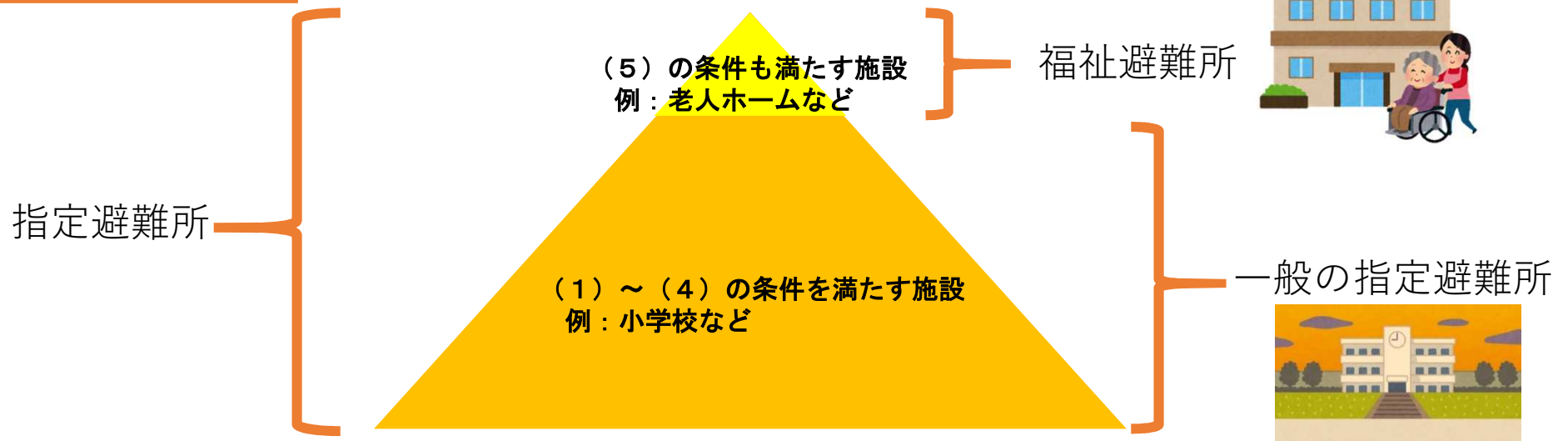
（5）福祉避難所に関する指定基準

福祉避難所に係る法制度等（2）

福祉避難所に関する指定基準

- 施設がバリアフリー化されていること
- 要配慮者を滞在させるために必要な居室が確保されていること
- 生活相談員等が配置され、避難所での生活に関する相談体制が整備されていること。

イメージ図



指定されていない施設は避難所としての利用はできないか？

指定されていない施設も、災害発生状況に応じて使用することは可能

ただし

円滑な避難所の開設、運営のためには平時から災害時の対応の方針を市町村と協議し定めておくことが重要（協定の締結）

（協定内容例）

○実施する業務の内容 ○避難所開設の期間 ○支払対象の費用 等

千葉県福祉避難所の状況

県内市町村の指定・協定数

平成30年9月1日現在 防災政策課調べ

区分	施設数	小学校数	設置率 (%)
指定済	231	-	-
指定予定	26	-	-
協定のみ	742	-	-
合計	999	803	124

【小学校数との比較】

県の「災害時における避難所運営の手引き」では、小学校区に1箇所程度、福祉避難所を指定目標とすることが望ましいとしている。

⇒上記の表では100パーセントを超えているものの、準備は万全？

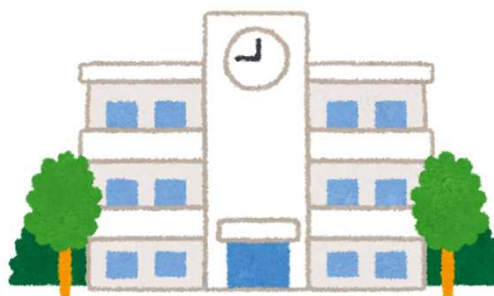
【自宅】

災害発生



自宅が安全な場合には、
在宅での避難を行う。

【地域の避難所】



被災者のトリアージ

(例)

- ・ 専門的な支援が不要
⇒ 避難所内の福祉避難室へ
- ・ 福祉避難室での支援が困難
⇒ 福祉避難所へ

【福祉避難所】



設備の整った施設での支援

市町村災害対策本部等
との連絡・調整

災害時における避難所運営の手引き

（概要）

市町村の避難所運営に当たっての基本的な考え方や具体的な方策をまとめたもの。平成29年の改訂では、市町村が円滑に避難所運営マニュアルを作成できるよう、新たに「市町村避難所運営マニュアル（例）」を加えた。

○作成日 平成21年10月（平成28年3月、平成29年7月改訂）

災害時における避難所運営の手引き ～新型コロナウイルス感染症への対応編～

○作成日 令和2年6月1日

○主な内容

- ・ マスクやアルコール消毒液などの感染症対策用物資の準備
- ・ 発熱や咳等の症状がある方などのための専用スペースの確保
- ・ 避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう保健師の巡回などの検討

【参考】 避難所に係る県の取組（2）

14

千葉県地域防災力向上総合支援補助金

（概要）

首都直下地震等の災害への備えが急務であることから、自助・共助の取組をより一層充実・加速させるため、市町村が実施する地域防災力向上に向けた事業に幅広く活用できる、自由度の高い県独自の補助を行う。

- 補助対象 市町村（千葉市を除く）、一部事務組合
- 補助率 1 / 2（補助限度額は、500万円）
- 事業期間 平成27年度から令和4年度
- 事業例 水、食料、毛布等の備蓄品の整備
無線機等資機材の整備
要配慮者用のスロープ等の整備

（イメージ図）

